

寄附金を支出された個人の皆さまへ

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金

都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)
大分県共同募金会に対する寄附金
日本赤十字社大分県支部に対する寄附金
所得税の控除対象寄附金のうち、市が条例で指定する寄附金(注1)

(注1)市が条例で指定することができる所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金

区 分		対 象
1	指定寄附金(財務大臣が指定する寄附金)	市内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの 市内に従たる事務所又は事業所を有する法人又は団体(申請により個別指定されたものに限る)に対するもの
2	特定公益増進法人に対する寄附金	
3	認定NPO法人(仮認定を含む)に対する寄附金	
4	特定地域雇用等促進法人に対する寄附金(注2)	
5	認定特定公益信託に対して支出した金額	県知事又は県教育委員会の所轄に属するもの

(注2)特定地域雇用等促進法人に対する寄附金は平成25年11月30日までに支出したものに限りです。

個人市民税の寄附金税額控除を受けられる方

平成24年1月1日以後に、上記の寄附金を支出した個人の方で、寄附金を支出した年の翌年1月1日現在に宇佐市内に住所を有する方は、個人市民税の寄附金税額控除が受けられます。

個人住民税の寄附金税額控除額の算定

基本控除額 $(\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times 10\%$

総所得金額等の30%を限度
条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出
・大分県が指定した寄附金は4%
・宇佐市が指定した寄附金は6%

特例控除額 $(\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得税の税率})$

ふるさと寄附金にのみ適用され、基本控除額に加算されます。
個人住民税所得割額の1割を限度

(市民税:3/5 県民税:2/5)

個人市民税の寄附金税額控除の申告

個人市民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附金を支出した年の翌年3月15日までに税務署で確定申告を行う必要があります。

また、確定申告の不要な方が個人市民税の寄附金税額控除を受けようとする場合は、市役所税務課にて個人住民税の申告を行う必要があります。

申告には寄附先の法人又は団体が発行した「寄附金受領証明書」等の書類が必要です。